

【関係漁業協同組合】木曽川中流漁業協同組合

[illegible]

第8条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、
遊漁者が小学生以下のときは無料、中学校生徒、 肢体不自由者又は 7
0歳以上の査のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項
ただし書に規定する方法により納付するときは、現場加算額を800円
 とする。

魚種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ・雑魚 共通	手釣・竿釣 ・たも網	1日 1, 800円、1年6, 000円

3 略

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

第8条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、
遊漁者が小学生以下のときは無料、中学校生徒又は肢体不自由者又は、7
0歳以上の物のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項
ただし書に規定する方法により納付するときは、800円を
加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ・雑魚 共通	手釣・竿釣	1日 1, 800円、1年6, 000円

3 略

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

文言修正
漁業調整規則の一部改正に伴い、
たも網の遊
漁料を規定
納付場所を
明確化のため